

オンライン会議に係る環境整備（案）

議会運営委員会から提案のあった「オンライン委員会に係る環境整備について（素案）」を踏まえ、委員会を含めたオンライン会議の実施に当たり、次のとおり環境を整備するものとする。

1 整備する機器等

常任委員会をはじめとした委員会のほか、議会中会議室において開催される会議（会議規則に基づく協議又は調整の場）をオンラインによる方法により開催するに当たっては、次の機器等を整備することとする。

- (1) オンラインによる方法によって発言その他の行為を行う委員（以下「オンライン出席委員」という。）の映像及び音声を他の出席委員及び傍聴者等が確認できるよう、大型液晶ディスプレイ（50インチ以上）及び可動式ディスプレイスタンド（中心高170cm程度）をそれぞれ4台、整備する。
- (2) オンライン出席委員に委員会室の映像及び音声を送信するに当たっては、既存の議会インターネット中継機器を活用することができるよう整備する。
- (3) インターネット中継機器とホスト用コンピュータを接続するための機器等は、各委員会室（第1～第8会議室）に整備する。

2 整備実施時期

オンラインによる委員会出席に係る規定の整備（委員会条例の改正）が行われ次第、速やかに整備することとする。

（参考）令和3年度における議会改革検討会議検討結果（抜粋）

【対象とする会議】

オンライン会議は、当面は、会議規則に基づく協議又は調整の場のうち、議会中会議室において開催される会議を対象とする。

【環境整備】

オンライン会議を円滑に行うため、次の環境整備を検討する。

○ Web会議ツール（整備済）

対象会議を開催するために必要な数量の有償版の導入

○ 通信環境の整備（整備済）

議員用モバイルパソコンのLTE回線の通信量の増強

○ 音響環境の整備

集音マイク（※）、カメラ、スピーカー、傍聴者用ディスプレイ等

（※集音マイクについては整備済）